

なだびと会議設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 区民・行政による協働と参画の理念に基づき、灘区のまちづくりのあり方や方向性、将来像について、区民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、なだびと会議（以下「会議」という。）を設置する。

(活動)

第2条 会議で意見を求める内容は次のとおりとする。

- ① 灘区のまちづくりの方針及び施策に関すること。
- ② 灘区が直面している地域課題に関すること。

(組織・運営)

第3条 会議に参画できるメンバーは灘区内の各種団体、事業者、大学及びその他本会の活動の推進に適した者のうちから、区長が決定する。

- 2 登録メンバーの任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 会議にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。
- 4 会議はテーマに応じて登録メンバーから区長が招集する。

(区の役割)

第4条 区長は、会議の意見を尊重し、区のまちづくりに反映するよう努めるものとする。

- 2 会議の庶務は灘区総務部まちづくり課で行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるものの他、なだびと会議の設置に必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。